

# 公益財団法人岐阜県市町村振興協会資金貸付細則

平成24年4月1日

細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、公益財団法人岐阜県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、規程第2条に定める基金をもって、岐阜県内の市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）に対して資金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付は、貸付対象事業に係る地方債（地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地方財政法」という。）第5条の3第6項に規定する地方債のうち、都道府県知事から協議を受けたならば同意をすることとなると認めるに至らない旨の通知を受けたもの及び同条第10項に規定する都道府県知事の同意を得ない地方債を除く。）の原資として、市町村等に対する一会計年度を超える貸付をいう。

3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金としての市町村等に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条に定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。

2 長期貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方債の同意又は許可を受けているか、又は当該年度において地方債の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること。ただし、地方財政法第5条の3第3項に規定する協議不要対象団体は、この限りでない。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、年3パーセントとする。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村に対する短期貸付（この法人の当該年度の事業計画に定める貸付計画内の範囲内で、1市町村ごとに1億円を上限とする。）は、無利子とする。

- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては、5年以内（うち据置期間1年）又は12年以内（うち据置期間2年以内）、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。
- (3) 長期貸付に係る資金の貸付期日は、毎年3月24日を原則とし、市町村の指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、貸付期日が金融機関の休日にあたる場合はその翌日とする。
- (4) 償還方法は次のとおりとする。
  - イ 長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。
  - ロ 短期貸付にあつては、一括償還の方法によるものとし、その償還期日は3月31までの金融機関の営業日とする。
- (5) 利息の払込みについては、長期貸付にあつては、借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を元金の償還期日に支払うものとする。
- (6) 毎期の利子額については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条第1項の規定により、円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (7) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

（借入の申込）

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入希望日の30日前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（別記様式第1号若しくは第1号の2又は第2号若しくは第2号の2）
- (2) 事業概要調書（別記様式第3号又は第4号）
- (3) 長期貸付にあつては、起債同意書又は起債許可書の写

2 前項に定めるもののほか、この法人は市町村等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第8条 この法人は、借入の申込を受けたときは、この細則に定める貸付要件を具備しているかを審査し、貸付の可否及び貸付額を決定の上、貸付を行うことに決定した市町村等に対しては、借入手続書（別記様式第5号）を送付し、借用証書（別記様式第6号若しくは第6号の2又は第7号若しくは第7号の2）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知する。

（貸付及び償還の実行）

第9条 市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に送付するものとし、この法人は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては、償還年次表

(別記様式第8号)を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払込通知書(別記様式第9号又は第10号)を当該市町村等に送付するものとする。

4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された金融機関に元利金を払い込まなければならない。

(報告及び調査)

第10条 資金の貸付を受けた市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に、次の各号に該当する事項が生じた場合は、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

(1) 市町村等の名称を変更した場合

(2) 地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 この法人は、貸付金に係る債権の管理及び保全のため、職員を派遣して関係書類若しくは実施について調査させることができる。

(繰上償還)

第11条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 前項の場合においては、この法人は、繰上償還させようとする日の10日前までに当該市町村等に対し、繰上償還決定通知書(別記様式第11号)を送付するものとする。

第12条 市町村等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において、市町村等は、あらかじめ繰上償還申請書(別記様式第12号)をこの法人に提出するものとする。

2 この法人は、市町村等から繰上償還申請書の提出を受けたときは、繰上償還させようとする日の10日前までに、繰上償還通知書(別記様式第11号)を送付し、繰上償還させないことを決定した市町村等に対しては、その旨通知する。

3 前項に規定する繰上償還の場合における元利金の償還期日は、この法人が指定する。

(繰上償還に伴う償還元利金の払込)

第13条 市町村等は、第11条又は前条第2項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 この法人は、長期貸付の一部の繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、当該市町村等に送付するものとする。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

(貸付利率の特例)

- 2 第6条に規定する貸付利率の適用については、財政融資資金の貸付金利を基準として、財政融資資金の貸付金利以下の利率で理事長が定める。

(経過措置)

- 3 この細則の施行の際、財団法人岐阜県市町村振興協会基金貸付細則の相当規定により実施された資金の貸付に係る事務処理は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年度第6回臨時理事会決議)

この細則は、平成25年2月13日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県市町村振興協会資金貸付細則の規定は、平成24年度貸付分から適用する。

附 則 (平成27年度第4回臨時理事会決議)

この細則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県市町村振興協会資金貸付細則の規定は、平成28年度貸付分から適用する。

別表（第3条関係）

公益財団法人岐阜県市町村振興協会資金貸付対象事業

規程第4条 第1号の事業	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p> <p>(3) その他災害に関連する事業</p>
規程第4条 第2号の事業	<p>(1) 消防自動車、救急自動車、児童公園、老人憩いの家等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業</p> <p>(2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(4) ゴミ運搬車、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は、学術上価値の高い建物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業</p> <p>(8) その他緊要な事業</p>